

～青果物集出荷予冷施設等電気料金緊急補填事業のご案内～

青果物の品質低下を極力抑え、生産者の所得を確保する上で重要となる青果物集出荷予冷施設等について、農業協同組合が所有する **青果物集出荷予冷施設等の運営に係る電気料金高騰分の一部を支援** します。

1 支援対象

農業協同組合法（昭和22年法第132号）に規定する農業協同組合

2 支援内容

農業協同組合が所有する **青果物集出荷予冷施設等において、令和4年4月から令和5年3月までの期間における電気料金のうち、令和3年度から高騰により増額した電気料金の1/2以内** を補助する。

①基準単価

：令和3年8月と令和4年8月の電気料金の単価の差額

※①基準単価の算定には、消費税及び地方消費税相当額を除いた電気料金の金額を用いる。

②令和4年4月～令和4年12月までの電気料金高騰分

：各月の電気使用量実績（kWh）に①基準単価を乗じて算出

③令和5年1月～令和5年3月の電気料金高騰分

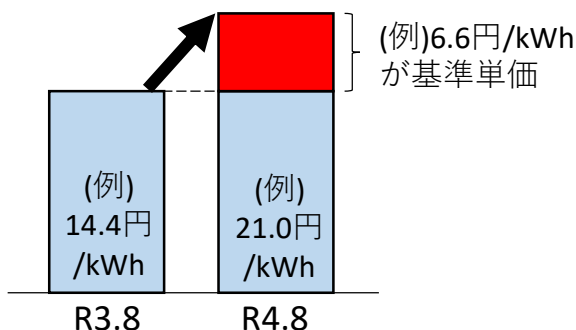
：令和4年1月～令和4年3月の電気使用量実績を見込み電気使用量とし、①基準単価を乗じて算出

④補助対象経費

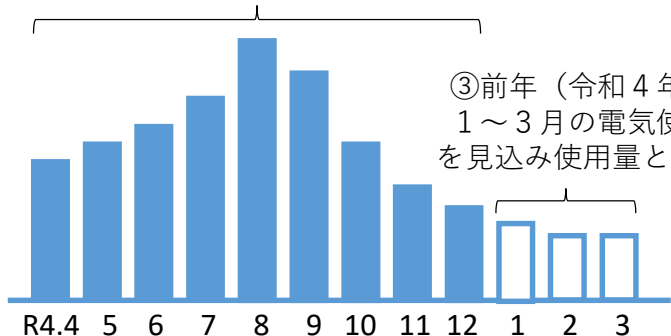
：②及び③を合算した額

⑤補助率：1/2以内（千円未満切り捨て）

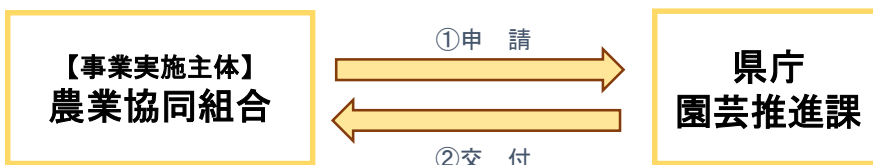
①基準単価



②令和4年4月から令和4年12月の電気使用量実績



<事業の流れ>



Q1. 本事業の目的は？

A1. 農業協同組合に対し、青果物の品質低下を極力抑え、生産者の所得を確保する上で重要となる青果物集出荷予冷施設等の運営に係る電気料金を支援するため、令和3年度から令和4年度にかけて高騰した電気料金の差額の一部（補助率：1/2以内）を補助するものです。

Q2. 補助金の申請方法とスケジュールは？

A2. 県が事業実施主体（農協）に直接補助金を交付する直接補助金です。申請方法とスケジュールは以下を想定しています。

○令和5年1月23日～2月28日：

事業実施主体から県への交付申請（実績報告）

※紙面による申請の他、電子メールによる申請も可とする。

提出書類：補助金交付申請書（別記様式第1号）

青果物集出荷予冷施設等利用状況報告書（別記様式第2号）

補助金額算定基礎資料（別紙1-1, 別紙1-2）

電気使用実績証拠書類（領収書の写し等の電気使用量・電気料金が確認できる書類）

施設毎の出荷実績が分かる書類（対象期間のうちいずれか1か月分の出荷伝票等）

施設の図面（施設の構造及び概要がわかるもの）

青果物集出荷予冷施設等の設置状況がわかる写真

暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）

宮城県税の納税証明書（申請日の3か月以内に発行された原本）

○令和5年3月上旬：履行調査（現地確認）

○令和5年3月中旬：交付決定（額の確定）

○令和5年3月下旬：補助金の支払い

Q3. 電気料金を青果物集出荷予冷施設とその他施設で分けられない場合は？

A3. 青果物集出荷予冷施設等に係る電気使用量を案分して算出します。

なお、原則として消費電力による案分を基本としますが、消費電力による案分が困難な場合は、施設面積などによる案分方法も認めますので、個別にご相談ください。

問い合わせ先

宮城県農政部 園芸推進課 園芸振興班

TEL : 022-211-2843 FAX : 022 - 211-2849 E-mail : engei-shinko@pref.miyagi.lg.jp